

鹿児島南特別支援学校いじめ防止基本方針

1 学校の目標

人権を尊重した教育のもと、一人一人の良さや可能性を伸ばし、豊かな生活や自立と社会参加に向けて主体的に生き抜く力を身につける児童生徒を育成する。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

具体的ないじめの態様（例）※鹿児島県いじめ防止基本方針より

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

3 いじめ防止対策委員会と主な年間計画

【生活指導・いじめ問題への学校の目標】

児童生徒の生活指導上の問題点（基本的生活習慣、いじめの状況等）や課題を把握するとともに、その具体的な指導方法及び指導体制について検討し早期に解決するための支援や指導を全職員で共通理解して実施する。

【生徒指導支援委員会】（必要時）

- 〈内容〉 1 年間を通じた取組等の検討
2 年間の活動を検証し、次年度の計画を作成
- 〈組織〉 校長 教頭 学部主事 生活指導支援主任 生活指導支援係 訪問教育代表 校内支援係
自立活動主任 養護教諭 その他必要に応じて関係者、関係機関及び外部専門家等

PTCA との連携
○教育相談等の活用

学校の取組

1 未然防止
(1) 人権研修、人権月間、いじめ問題を考える週間等における取組
(2) 児童生徒会を中心とした挨拶運動
(3) 児童生徒、保護者との人間関係づくり（教育相談の充実）

2 早期発見
(1) 無記名アンケートの実施
(2) 個別面談等

3 対応
(1) 被害者、加害者への適切なケア及び指導（養護教諭との連携）
(2) 外部専門家の活用

県教委との連携
○ 指導主事への派遣及び助言依頼
○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
○ 研修等への講師派遣

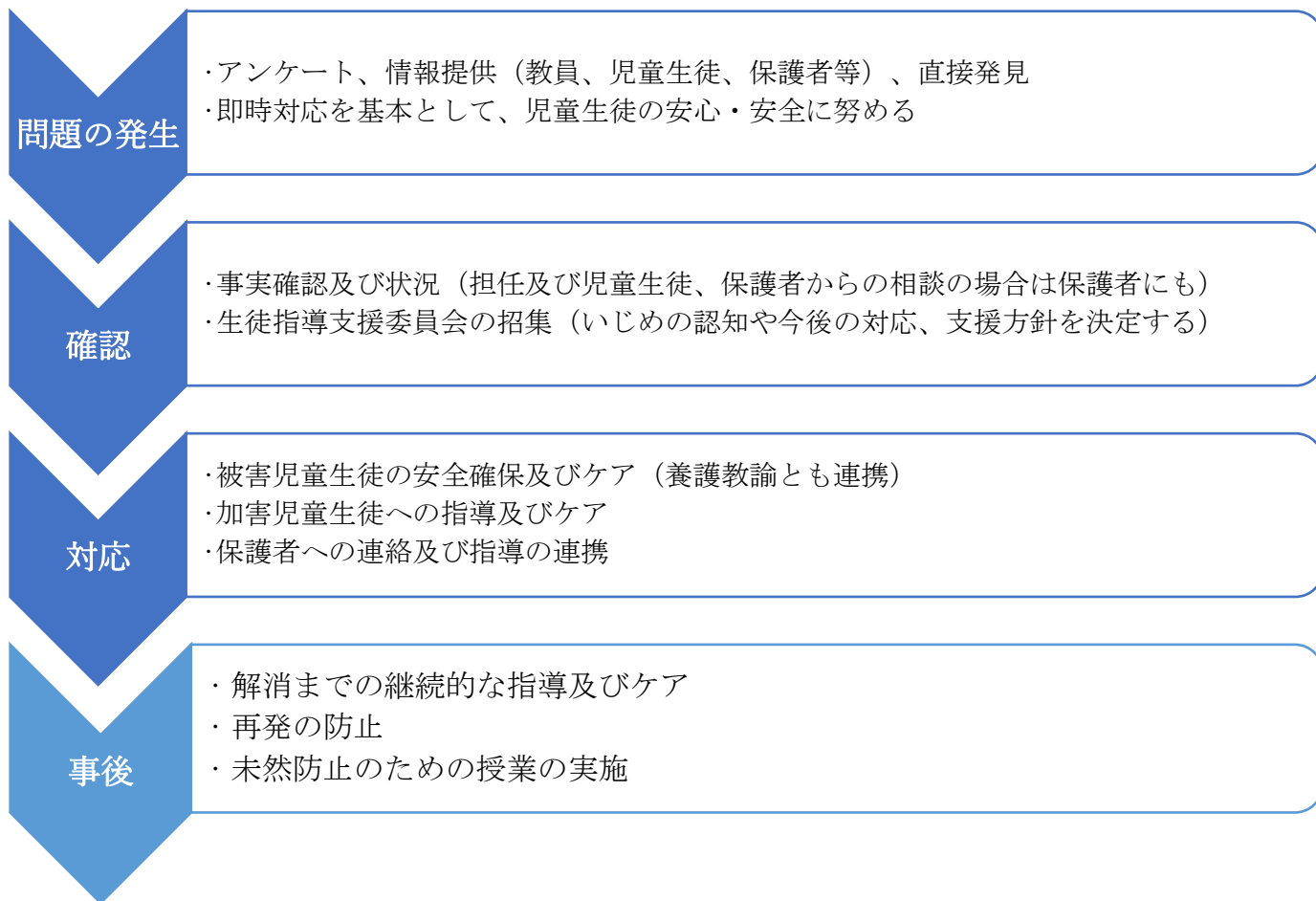
【南特支プラン】
人権尊重に基づいた指導・支援

関係機関との連携
○ 警察
○ 児童相談所
○ 県子ども総合療育センター
○ 鹿児島市福祉部局
○ SC、SSW

【主な年間計画】

	児童生徒関係	職員関係	検証関係
	1 いじめ問題を考える週間 2 教育相談 3 携帯・インターネット利用等に関する調査 4 情報モラルについての指導（必要な児童生徒） 5 児童生徒会活動（挨拶運動、生活目標の発表） 6 人権標語・ポスター募集	1 鹿児島南特別支援学校いじめ防止基本方針の周知 2 いじめ問題を考える週間における授業実践 3 いじめ問題等相談員派遣事業の計画・実施 4 人権に関する研修 5 人権教育目標の確認	1 年間の活動計画の検討及び確認 2 学校評価アンケートの分析
4月	・ いじめ問題を考える週間	・ 鹿児島南特別支援学校いじめ防止基本方針の周知 ・ 学級活動における指導 ・ 教育相談週間	・ 年間の活動計画の検討及び確認 ・ 教育相談の集約
5月	・ 第1回学校楽しいーと		
6月	・ いじめの実態調査		
7月			
8月		・ いじめ問題等相談員派遣事業 ・ 人権に関する研修	
9月	・ 携帯・インターネット利用等に関する調査 ・ いじめ問題を考える週間 ・ 学校生活アンケート	・ 学級活動における指導	
10月	・ SNS チェックシート		
11月	・ 第2回学校楽しいーと		
12月	・ 人権月間	・ 学校評価アンケート	
1月	・ 第3回学校楽しいーと		・ 学校評価アンケートの分析、係会
2月		・ 教育相談週間	・ 教育相談の集約
3月			・ 年間反省

4 いじめ問題が起こったときの対応



◎問題の発生

- ・定期的なアンケートや日常の観察で細かなサインを見逃さないようにする。
- ・児童生徒の安全確保を第一とし、別室を確保するなど児童生徒が落ち着くことができるようにする。

◎確認

- ・聞き取りは慎重にかつ丁寧に行う。また、複数で聞き取りをし、必ず記録する。
- ・学年主任が、学部主事及び学部生徒指導支援主任に必ず報告する。学部で重大事案に当たらないと判断された場合は学部生徒指導支援主任を中心として学年及び担任で指導・支援をする。また、重大事案と判断される場合は学部主事及び学部生徒指導支援主任より管理職に報告、生徒指導委員会を招集する。
※生徒指導支援委員会では、概要及び経過報告、いじめの認知の決定、指導の方針等を決定する。
※重大事案にあたるかどうかはいじめ防止対策推進法 28 条に該当するかどうかで決定する。

◎対応

- ・丁寧かつ慎重に行う。また、複数での聞き取りを基本として対応にあたる。
- ・担任だけで抱え込まず、養護教諭やスクールカウンセラーを活用し、児童生徒の指導及び支援に努める。
- ・管理職より教育委員会へ報告（重大事態と認められた場合）
- ・学部で協力し、指導及び支援体制を整える。（事案によっては警察とも連携する）

◎事後

- ・解消まで丁寧に支援していく。
※いじめの解消とは①いじめの行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月）②被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
- ・学部だけでなく、全職員に事実の周知。誰にでも加害者にも被害者にもなる恐れがあるという観点から再発防止及び未然防止のための授業を実施する。（いじめは決して許されないという強い認識をもつ）

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味と事例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき【第1号重大事態】
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な被害を被った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき【第2号重大事態】
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に着手。
- 児童生徒や保護者から「いじめられて重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

- ・ 重大事態を認知した場合は、直ちに県教育委員会へ報告・相談し、対応する。
- ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、いじめの結果ではないと学校が考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。また、その場合、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ（いつ頃から）
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか
- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- (ア) いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- (イ) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- (ウ) いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- (エ) これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、県教育委員会の指導・支援を積極的に受けると共に、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

イ いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- (ア) いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (イ) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

ア 適切な情報提供

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果については県教育委員会へ報告を行う。その際、アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

【学校生活】 観察の視点（特に、変化が見られる点）		【家庭生活】 観察の視点
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきかげん	【表情・体調】 <input type="checkbox"/> 表情が暗くなり、何か考え事をしている <input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなり、おどおどする <input type="checkbox"/> よくため息をつく、突然涙を流す <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザ・傷がある <input type="checkbox"/> 食欲がなく、元気がない 【友達】 <input type="checkbox"/> 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる <input type="checkbox"/> 友達関係が変化している <input type="checkbox"/> 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える 【言動】 <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォンの着信音をとっても気にする <input type="checkbox"/> 急に無口になったり、「死にたい」ともらしたりする <input type="checkbox"/> 学習意欲をなくし、勉強が手につかない <input type="checkbox"/> 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る <input type="checkbox"/> 「転校したい」等を言い出す <input type="checkbox"/> 家庭から品物やお金を無断で持ち出す <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない 【お金・服装・持ち物】 <input type="checkbox"/> 買った覚えのない物を持っている <input type="checkbox"/> 与えた以上のお金を持っている <input type="checkbox"/> 帰宅したとき、衣服の汚れや破れがある <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなり、使いみちを言わない <input type="checkbox"/> 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたりする 【その他】 <input type="checkbox"/> 必ずフィルタリングを設定する <input type="checkbox"/> 時々、子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど、使い方を見守る <input type="checkbox"/> 使っても良い時間やサイトなどの家庭内のルールを決める
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散乱している <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている <input type="checkbox"/> 席を替えられている	
授業中	<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛などを頻繁に訴え、保健室によく行くようになる <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> いじりやからかいを受けている <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる <input type="checkbox"/> ふまじめな態度で授業を受ける（※） <input type="checkbox"/> ふざけた質問をする（※） <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである <input type="checkbox"/> テストを白紙で出す（※）	
休み時間	<input type="checkbox"/> 一人であることが多い <input type="checkbox"/> わけもなく階段や廊下等を歩いている <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る <input type="checkbox"/> 仲良しでもない者とトイレに行く（※） <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じ役をしている <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 遊びやゲームで負けることが多い	
給食時	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである <input type="checkbox"/> 好きなものを級友に譲る（※） <input type="checkbox"/> 食べ物にいたづらをされる <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる	
清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする（※） <input type="checkbox"/> サボることが多くなる（※）	
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある <input type="checkbox"/> 他の子どもの荷物を持って帰る（※） <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する（※）	
その他	<input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている <input type="checkbox"/> 刃物など、危険なものを所持する <input type="checkbox"/> 靴、傘など持ち物を隠される <input type="checkbox"/> うつむきがちで視線を合わさない <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる <input type="checkbox"/> 教材費、写真代などの提出が遅れる <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる（※） <input type="checkbox"/> 校則違反、万引きなど問題行動が目立つようになる（※） <input type="checkbox"/> 靴箱の中に嫌がらせの手紙が入っている <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする	